

## 旭川市優良工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市が発注する建設工事を優良な成績でしゅん功した工事に対し、表彰をすることにより工事の施工技術及び施工品質の向上に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、表彰をする年度の前年度にしゅん功した設計金額が500万円以上であって、旭川市工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)第6条の規定による評定結果の通知を受けた工事とする。

(表彰対象部門)

第3条 表彰対象部門は、別表1に掲げるものとする。

(表彰対象候補者)

第4条 この要領による表彰対象候補者は、評定要領に基づく細目別評定点の合計が80点以上の対象工事のうち最高点を得た工事の元請業者とする。

2 最高点を得た工事が複数の場合は、当該工事の元請業者を表彰対象候補者とする。

3 最高点を得た工事の元請業者が次条の欠格事由に該当する場合は、次点となる工事の元請業者を表彰対象候補者とする。

(欠格事由)

第5条 表彰対象候補者が当該表彰日の前年度の4月1日から表彰日までの間に、次の各号の欠格事由に該当する場合は、表彰の対象としないものとする。ただし、複数年工事の場合は、工事期間の年度も含める。

(1) 旭川市競争入札参加資格が消滅したとき。

(2) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領別表第1に掲げる事故等に基づく措置基準に該当し指名停止を受けたとき。

(3) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領別表第2に掲げる賄賂、不正行為等に基づく措置基準に該当し指名停止を受けたとき。

(4) 複数の工事を施工し、細目別評定点の合計が70点未満の工事(共同企業体工事を含む。)があったとき。

(5) その他表彰するに不相当であると認められるとき。

(表彰対象候補者の報告)

第6条 総務部工事検査課長は、表彰対象候補者を選定したときは、表彰対象候補者名簿を作成し、旭川市工事施行成績評定評価委員会に提出し、審議の結果、表彰対象者として適当と認められたものについて、旭川市建設業者等選定委員会に報告するものとする。

(優良工事の決定)

第7条 市長は、前条の報告に基づき、優良工事の表彰対象者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状を贈呈することにより行うものとする。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、市長が定める期日に行う。

(抹消の事由)

第10条 表彰対象工事の重大な瑕疵が生じたときは、表彰対象者記録から抹消するものとする。

(優良工事表彰に係る庶務)

第11条 旭川市優良工事表彰に係る庶務は、総務部工事検査課が行う。

(その他)

第12条 この表彰に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

表彰対象部門	主たる契約業種	設計金額	主たる工事内容
土木第一部門	土木一式等	3,500万円以上	[主に道路等の全体を施工する工事] 道路改良工事, 外構(道路改良等含む整備)工事等
土木第二部門	土木一式等	500万円以上 3,500万円未満	同上
土木第三部門	土木一式等	3,500万円以上	[主に道路等の部分的及び河川水路関係等の工事] 歩道, 側溝, 河川水路関係工事, 交通安全, 交差点改良, 誘導ブロック, 林道, 自転車道, 浚渫, 造成(整地含む), 擁壁(部分的なもの)等
土木第四部門	土木一式等	500万円以上 3,500万円未満	同上
土木第五部門	土木一式・鋼構造物等	500万円以上	[主に橋梁関係等及び工場製作のみの工事] 橋梁(車道・歩道・仮橋)工事, 橋梁・門扉等工場製作のみの工事等
舗装部門	舗装	500万円以上	[舗装及び舗装に類する工事] 舗装, 表層工, 特殊軽舗装, グルーピング等
造園部門	造園	500万円以上	[植栽, 植生, 遊戯施設等に類する工事] 修景施設整備, 植栽, 植生, 園路, 広場, 進入路, 遊戯施設, 敷地造成(植栽等含む), グラウンド造成(外構等含む), 外構(植栽等含む)等

建築第一部門	建築一式	500万円以上	[建築物の新築，改築，改修に類する工事] 新築，改築，改修，建替，屋外，外構等
建築第二部門	解体等	500万円以上	[建築物の解体及びこれに類する工事]

機械設備部門	管工事等	500万円以上	[機械及びこれに類する工事] 機械設備(プラント設備含む)，空気調和設備，自動制御設備，給排水衛生設備，ガス設備，し尿浄化槽設備，昇降機設備，機械式駐車場設備，給排水管(上下水道施設を除く)及びこれに類する工事等
電気設備部門	電気等	500万円以上	[電気及びこれに類する工事] 電気設備(街路照明含む)，電力設備，受変電設備，静止形電源設備，発電設備，通信・情報設備，中央監視制御設備等
統合部門	土木一式，板金，塗装，建具，さく井，防水，とび・土工，水道施設(配水管)等	500万円以上	板金工事，塗装工事，建具工事，さく井工事，防水工事，水道施設(配水管)工事，廃棄物関連工事，空港整備関連工事等

- 1 表彰の主たる工事区分に該当しない工事は，規模内容等に応じて表彰対象部門を選定する。
- 2 分担施工方式の異業種共同企業体の場合は，工事内容に応じて表彰対象部門の選定をする。
- 3 表彰対象部門で評価結果が5件に満たない場合は，統合部門の表彰対象とする。